

兵庫県公報

平成24年8月21日 火曜日 第2416号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	5
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
○ 同 上（同）	5

公 告

○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（阪神南県民局）	6
○ 入札公告（県立大学）	6

警察本部公告

○ 落札者等の公示	8
-----------	---

告 示

兵庫県告示第1127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年8月7日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	神戸北（皿池）地区	平成24年8月21日から 同年9月10日まで	神戸市 北区役所
震災対策農業水利施設整備事業	岩屋谷池地区	同	相生市役所
地域ため池総合整備事業	新田地区	同	南あわじ市役所 三原庁舎

兵庫県告示第1128号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市千種町下河野字神原522、577の5から577の9まで、577の22から577の24まで、577の40、577の41
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字神原522・577の5・577の8・577の9（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1129号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市山田字箕谷826、826の1から826の7まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1130号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市小坂字奥谷1の1から1の9まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1131号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市川阪字水谷47の4、47の6から47の13まで

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水谷47の8

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1132号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市山南町小新屋字観音53の1から53の3まで

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹

波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1133号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市山南町小新屋字深谷1088の1から1088の3まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1134号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市山南町小新屋字ウトウ1115の1、1115の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1135号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
篠山市曾地奥字西山129の2から129の6まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1136号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨東播磨県民局長から報告があった。

平成24年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

- 商号又は名称 株式会社すまいるホーム
- 代表者氏名 金 山 慶 一
- 事務所所在地 明石市本町一丁目 1 番12号 2 階
- 免 許 番 号 兵庫県知事(4)第400876号
- 免 許 年 月 日 平成19年 8月18日

2 処分の内容

免許の取消し



兵庫県告示第1137号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成24年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24但八位置 0001号	24. 8. 3	朝来市和田山町牧田字庄ノ田658番1の一部、 658番2の一部	6.00	86.00



兵庫県告示第1138号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24丹波位置 0003号	24. 8. 6	篠山市網掛字下張ノ坪321番6の一部、322番 6、389番1の一部、389番3の一部、390番1 の一部、390番3の一部、321番6地先水路	6.00	56.88

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 8月21日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コーブ武庫之荘

所在地 尼崎市武庫之荘一丁目153番3ほか

2 同法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見の概要

- (1) 駐車場への出入に関しては、歩行者等の往来を妨げることなく安全に留意すること。
- (2) 自転車、原動機付自転車での来客者が道路等への駐輪、駐車を行わないよう適切に誘導すること。
- (3) 来店者、搬出入者へのアイドリングストップの励行など、自動車から発生する音への配慮に留意すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 8月21日から 1 月間



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 8月21日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

1 調達内容

(1) 業務件名

ニュースバル放射光施設ビームライン運転補助員派遣業務

(2) 仕様

特定労働者派遣事業による派遣業務とし、就業条件は入札説明書による。

(3) 履行期間

平成24年10月 1 日（月）から平成25年 3月29日（金）まで

(4) 履行場所

赤穂郡上郡町光都 1—1—2 ニュースバル放射光施設ほか

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該

調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

ア 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号

兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 其原（そのはら）

電話 (0791) 58-0249

イ 契約条項及び入札説明書は、上記アのほか、高度産業科学技術研究所のホームページに掲載する。

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年8月21日（火）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年9月5日（水）午後1時30分

兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 1階応接室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年9月4日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年9月4日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を、平成24年8月27日（月）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書及び仕様書等で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

警 察 本 部 公 告**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 8月21日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
男性警察官用冬合ワイシャツ 5,231着
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 7月25日
- 4 落札者の名称及び住所
辰野株式会社兵庫営業所 芦屋市楠町10番19号
- 5 落札金額
32,845,449円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 6月12日